

役員及び評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北陸学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第61条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは法人の寄附行為第5条1項の定めによる理事及び監事をいい、評議員とは同寄附行為第5条2項に定める者をいう。
- (2) 常勤の役員及び常勤の評議員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員及び非常勤の評議員とは、常勤の役員及び常勤の評議員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金、その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

2 前項第2号に掲げる役員及び評議員を次の各号に区分する。

- (1) 常勤の役員及び常勤の評議員として外部より招聘された者
- (2) この法人の専任教員又は専任職員から役員及び評議員に選任された者

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次の各号のとおり別表に定める報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職金
- (2) 非常勤の役員 報酬、役員退職金
- (3) 非常勤の評議員 報酬

(報酬等を算定する区分)

第4条 役員及び評議員報酬等の額の算定方法は、次の各号に応じ算定する。

- (1) 第2条第2項第1号の者（常勤役員として外部より招聘された者）
- (2) 第2条第2項第2号の者のうち、この法人の専任教員又は専任職員から役員に選任された者
- (3) 第2条第1項第3号の理事である者（非常勤の理事）
- (4) 第2条第1項第3号の監事である者（非常勤の監事）
- (5) 第2条第1項第3号の評議員である者（非常勤の評議員）

(報酬等の額の算定方法)

第5条 第4条第1項第1号（常勤役員として外部より招聘された者）に対する報酬は次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬は別表第1に定める額を本俸とし、就任時に理事会において決定する。
- (2) 定期昇給については、「学校法人北陸学院 給与規程」を準用する。
- (3) 再任時に理事会の承認を経て、別表第1に定める額の範囲において本俸を変更することができる。ただし、現行等級から5等級以内とする。
- (4) 通勤手当は支給するが、扶養手当、住宅手当及びその他の手当は支給しない。
- (5) 住宅を提供することができる。
- (6) 前号は宗教主事として招聘した者にも準用することができる。

(7) 賞与については、「学校法人北陸学院 給与規程」を準用する。ただし、役員賞与は支給しないものとする。

(8) 退職金については、「学校法人北陸学院 退職金規程」を準用する。

第6条 第4条第1項第2号（この法人の専任教員又は専任職員から役員に選任された者）に対する報酬は次の各号のとおりとする。

(1) 報酬は別表第1に定める額を本俸とし、就任時に理事長において決定する。

(2) 本俸の算出については、任期満了翌年度の専任教職員の本俸に別表第2の額、並びに任期中の扶養手当及び住宅手当等を加算し、算出した額の別表第1の定める直近上位の号俸とする。

(3) 在任期間中は定期昇給は行わない。ただし、再任した場合は、前号の手順により改めて本俸を算出する。

(4) 通勤手当は支給するが、扶養手当、住宅手当及びその他の手当は支給しない。

(5) 賞与については、「学校法人北陸学院 給与規程」を準用する。ただし、役員賞与は支給しないものとする。

(6) 退職金については、「学校法人北陸学院 退職金規程」を準用する。

第7条 第4条第1項第3号（非常勤の理事）及び第4条第1項第4号（非常勤の監事）及び第4条第1項第5号（非常勤の評議員）に対する報酬は次の各号のとおりとする。

(1) 第4条第1項第3号（非常勤の理事）の報酬は別表第3に定める額とする。

(2) 第4条第1項第4号（非常勤の監事）の報酬は別表第4に定める額とする。

(3) 第4条第1項第5号（非常勤の評議員）の報酬は別表第5に定める額とする。

(4) 理事会は、役員の職務執行状況及び理事会出席状況等により報酬を減額することがある。

(5) 役員退職金は別表第6に定める額とする。

(6) 前項における役員退職金に係る在職年数については、1年未満の端数がある場合、6カ月以上あるときは1年在職したものとする。

（報酬等の支給方法）

第8条 常勤の役員に対する報酬等の時期は、次の各号のとおりとする。

(1) 報酬及び賞与の時期は、「学校法人北陸学院 給与規程」を準用する。

(2) 第4条第1項第1号（常勤役員として外部より招聘された者）に対する退職金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

(3) 第4条第1項第2号（この法人の専任教員又は専任職員から役員に選任された者）に対する退職金は、「学校法人北陸学院 退職金規程」を準用する。

第9条 非常勤の役員に対する報酬等の時期は、次の各号のとおりとする。

(1) 報酬の支払いは、毎年9月及び3月に支払う。

(2) 役員退職金の支給については、「学校法人北陸学院退職金規程」第5条から第10条を準用する。

(3) 役員退職金の支払い時期は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

(4) 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人の名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（費用）

第10条 役員には、「学校法人北陸学院 旅費規程」に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬の開始と停止）

第11条 非常勤の役員への報酬の支払い開始は、就任した日の属する月の属する月の翌月からとする。ただし、その日が月の初日の場合はその月からとする。

2 支払の停止は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した日の属する翌月からとする。ただし、その日が月の初日の場合はその月からとする。

（公表）

第12条 この法人は、この規程をもって、私立学校法施行規則に定める報酬等の支給基準として公表する。

（定めなき事項）

第13条 本規程に定めのない事項については、理事会の議を経て行うものとする。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、2020（令和2）年3月19日に制定し、2020（令和元）年4月1日より施行する。

2 「学校法人北陸学院 役員報酬規程」「学校法人北陸学院 役員報酬規程施行細則」は、本規程の施行日をもって廃止とする。

3 この規程は、2021（令和3）年4月1日から改正施行する。

4 この規程は、この寄附行為は、2025（令和7）年4月1日から施行する。ただし、報酬等の支給に関する規定は、2025（令和7）年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

5 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の報酬等の支給の基準については、2025（令和7）年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

別表第1(常勤の役員)

号俸	給与月額(円)	号俸	給与月額
1	500,000	26	750,000
2	510,000	27	760,000
3	520,000	28	770,000
4	530,000	29	780,000
5	540,000	30	790,000
6	550,000	31	800,000
7	560,000	32	810,000
8	570,000	33	820,000
9	580,000	34	830,000
10	590,000	35	840,000
11	600,000	36	850,000
12	610,000	37	860,000
13	620,000	38	870,000
14	630,000	39	880,000
15	640,000	40	890,000
16	650,000	41	900,000
17	660,000	42	910,000
18	670,000	43	920,000
19	680,000	44	930,000
20	690,000	45	940,000
21	700,000	46	950,000
22	710,000	47	960,000
23	720,000	48	970,000
24	730,000	49	980,000
25	740,000	50	990,000

別表第2(この法人の専任教員又は専任職員から役員に選任された者の加算額)

	加算額(円)
理事長	100,000
学院長	100,000
大学 学長	100,000
高等学校長	100,000
中学校長	80,000
小学校長	80,000
事務局長	100,000
評議員会で選任された理事	80,000

※ 上記の役職を2以上兼務した場合は、兼務する加算額の半額を加算する。

別表第3(非常勤の理事の報酬)

	年額(円)	
報酬	150,000	年額部分 30,000円 月額部分 10,000円

別表第4(非常勤の監事の報酬)

	年額(円)	
報酬	650,000	年額部分 50,000円 月額部分 50,000円

別表第5(評議員の報酬)

	日額(円)
報酬	会議に出席した日、一日につき10,000円とし、出席の都度支給する。

別表第6(非常勤の役員の役員退職金)

役員退職金	在職1年につき 10,000円支給する
-------	---------------------